

実践リスクアセスメント講座

第1回

中小規模事業場向け『リスクアセスメント』実践ガイド
～危険の芽を摘み 災害ゼロを目指して～
〈リスクアセスメントは何故必要なのか〉

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

小誌では、このコーナーにおきまして平成25年7月号(206号)からパワハラ・セクハラ等を取り上げた『職場環境改善講座』をはじめとして、ヒューマンエラーは何故起きるのか? といったことから紐解いた『ヒューマンファクターシリーズ』につづき、職場におけるメンタルヘルス対策について分かり易く解説した『実践メンタルヘルス講座』を掲載してきましたが、今回からは第4弾として『実践リスクアセスメント講座』と題してリスクアセスメント活動用マニュアルとして本部調査部が制作した実践ガイドを連載してまいります。これを参考に災害の起きない快適な職場づくりに少しでも活用していただければ幸いです。

1. はじめに

当協会においては平成23年に、非定常作業が多く、多種の作業が多く見られる「検査・整備業」を主体とした事業場へのリスクアセスメント導入の促進を図ることとし、関係事業場向け「実践ガイド」等の資料を作成するとともに、関係者が誰でも利用できるよう、作成した資料を協会本部ホームページで公開しました。

また、このガイドを利用して全国の支部においてリスクアセスメントセミナーを開催するとともに支部内講師を養成するために本部研修を実施してきました。

このような活動の中で関係者から「検査・整備業」に多い中小規模の事業場でも利用しやすい「実践ガイド」の作成を要望されました。

そこで平成27年度に、これから紹介していきます中小規模事業場向け『リスクアセスメント』実践ガイド等の資料を新たに作成しました。

今回からこの新しい実践ガイドに沿ってリスクアセスメントの導入と推進について事例を交えながらご説明していきたいと思います。

2. リスクアセスメントの基本

(1) リスクアセスメントとは

労働災害防止活動におけるリスクアセスメントの一般的な定義としては次のようになっています。

- ① 職場のリスクと現状を知り
- ② そのリスクに対する現状の対策の内容を把握し
- ③ 災害の原因となる「危険と健康障害の要因」を可能な限り取り除き
- ④ 労働災害が発生しないように、快適な職場を作り上げること

また、リスクは『危険性・有害性によって生ずるおそれのある傷病の重篤度（病気、けがの大きさ）及び災害が発生する可能性の度合いによって表されます。

(2) リスクアセスメントは、安全の先取り活動！

リスクアセスメント活動は、職場に存在する危険性・有害性を顕在化させリスクの除去と低減を図ることが目的の活動です。

従来は、労働災害が発生すると、発生原因が何であったのかを分析し対策を打ち再発防止を図るという「後追い型」の取り組みが多かったのですがこれでは遅すぎます。

いくら対策案が良くても「ケガ」をしてからでは意味がありません。

リスクアセスメントを実施することは、労働災害が発生する前に危険・有害な作業を洩れなく見つけ、洗い出し、その要因に対策をとり、事前に労働災害の発生を防止しようとする「先取り型」の取り組みです。

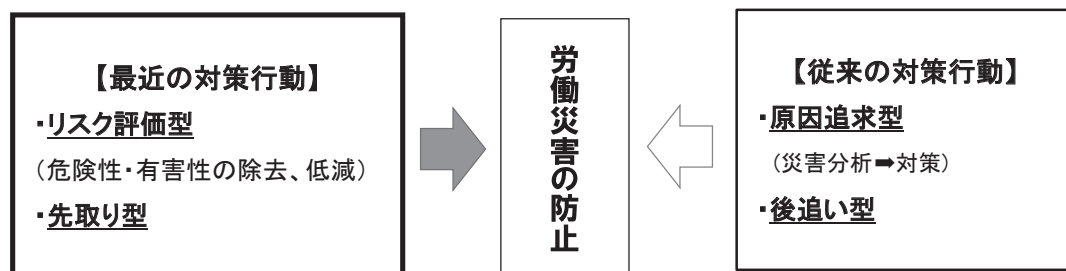


図1 安全活動の取り組み

(3) リスクと気持ちの関係

リスクと気持ちの関係を図2に表しています。

ここではリスクが大きい状態（危ない）を「危険」とすることになっています。

リスクが中程度かあるいはリスクの低減を図ったものの、一抹の心配がある状態を「不安」としています。

また、不安や心配がない、もしくはこの状態であれば擦り傷や赤チン程度の軽い傷病で済む状態を「安全・安心」としています。

リスクアセスメントを実施しリスクの除去や低減を図る場合は、当然ながら「安全・安心」を目指すことになります。

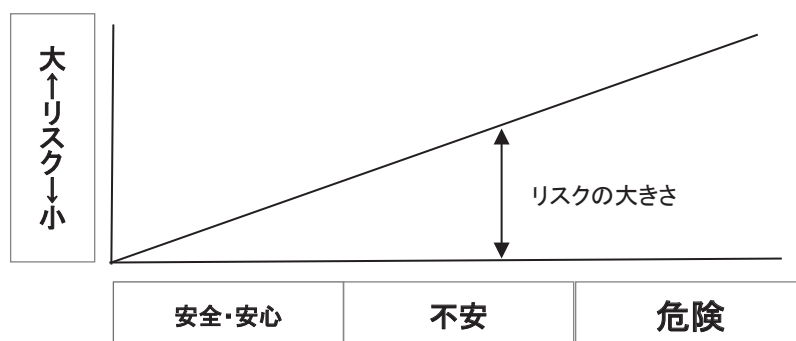


図2 リスクと気持ちの関係

(4) なぜ、リスクアセスメントが必要か

ア) 「法規制型活動」から「自主活動」への展開

労働災害を減少させるためには、単に法規制を遵守するだけではその目的を達成することはできません。

統計的にも、法令等を遵守することで労働災害の60～70%を削減することができますが、残りについては「自主的な活動」を展開しなければ減少させることはできません。

イ) 危険性・有害性をより見つけ出し対策することが出来る

職場には、依然として不安全状態や不安全行動が存在します。

リスクアセスメントを展開することにより、既存の方法より多くの危険性・有害性を見つけ出し対策することで労働災害の減少に効果を発揮することがで

きます。

ウ) 安全配慮義務の履行

事業者は安全配慮義務を履行するために、災害発生の危険を予測し、同時に危険回避の予防対策を取ることが求められています。

3. リスクアセスメントの現状

(1) なぜ、職場に危険性・有害性が潜むのか

ア) 労働災害防止活動の手法が形骸化する

危険性・有害性に対しては、各事業場ともそれぞれ独自の労働災害防止対策を講じています。

しかし、それは顕在化された危険性・有害性に対しての対策が主であり、潜在化している危険性・有害性に対して見つけ出す作業が十分に行われていないところに課題があります。

要するに危険性・有害性の発掘の仕方が足りなく、その原因としては次のようなことが考えられます。

- ① 危険な部位に対する感受性が鈍い。
- ② 危険を危険と思わない。
- ③ 危険の芽を摘む訓練と芽を見つける意欲が足りない。

そのため既存の他の労働災害防止活動においても継続するにあたって次のような問題点が出てきます。

表1 労働災害防止活動継続の問題点

防止活動	継続する上での問題点
ヒヤリ・ハット活動	①作業を通じて既に顕在化されているものが報告され、潜在的な危険性・有害性の報告が少ない。 ②活動の仕組みは存在しているが、監督者、管理者のOJTが少なくうまく継続できていない。
KYT活動	①実施することに重きが置かれがちになりやすい。 ②作業現場を前にしてのKYが少ない。

安全パトロール	①危険性・有害性が存在しているという見方が少ない。 ②定点観測が少ないため、変化に気づきにくい。
類似災害見直し	①見直しが形骸化されている。 ②自職場では該当しないし、問題がないと思っている。
指差し呼称	①指差し呼称を導入していることになっているが、要領を定めていないので、作業手順のどこで「指差し呼称」するのかわからず徹底されていない。

イ) 労働環境が変化する

事業活動を取り巻く次のような環境変化が大きいため、その体制作りが追隨できていないことも課題として挙げられます。

- ①就業形態や雇用形態の変化
- ②機械、技術の進化
- ③安全志向へのニーズの増大

(2) リスクアセスメントの導入実態

少し古いデータになりますが平成25年の事業場の平均導入率は、平成22年より19.3%増の53.1%ですが事業場の人員規模別にみると概略次のようになっています。

- ・ 大企業（300人を超える） ・ ・ ・ ・ ・ 70%台
- ・ 中小企業（300人以下） ・ ・ ・ ・ ・ 60%台
- ・ 小規模事業場（20人以下） ・ ・ ・ ・ ・ 40%台

リスクアセスメントの実施内容についてみると、「作業に用いる機械による事故防止に関する事項」が51.4%で最も高く、次いで「熱中症」、「腰痛」関係となっています。

なお、機械等の危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施については平成17年10月、労働安全衛生法が改正され平成18年4月より努力義務化され、化学物質のリスクアセスメントについては平成28年6月より義務化されました。

表2 リスクアセスメントの導入実態

人員規模	導入事業場の割合（％）		増減（％）
	平成25年	平成22年	
1,000人以上	72.2	86.8	△14.6
500人～999人	71.7	69.8	1.9
300人～499人	75.1	64.7	10.4
100人～299人	66.7	58.2	8.5
50人～99人	62.2	45.6	16.6
30人～49人	56.8	36.5	20.3
10人～29人	48.5	29.7	18.8
平均	53.1	33.8	19.3

(3) リスクアセスメントの効果

リスクアセスメントの導入後の効果については、平成25年時点で、導入した事業場が評価したものについてみると導入した事業場の76.7%が何らかの効果があったと評価しています。

特に「職場のリスクが減少した」評価した事業場が40.0%であり、狙いの効果が出ていると言えます。

評価されたものは次のようになっています。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 職場のリスクが減少した | ・ ・ ・ ・ ・ 40.0% |
| ② 日常の安全活動が活性化した | ・ ・ ・ ・ ・ 33.8% |
| ③ 職場のヒヤリ・ハットの報告が減少した | ・ ・ ・ ・ ・ 27.0% |
| ④ 労働災害が減少した | ・ ・ ・ ・ ・ 25.3% |



次回のテーマは『労働災害の発生とリスクアセスメント活動の準備について』です。